

# 公益財団法人 十四世六平太記念財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人十四世六平太記念財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区におく。

(従たる事務所)

第3条 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所（支部）をおくことができる。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、故十四世喜多六平太の功績を記念し、故人の遺した能楽の伝承とその興隆につとめ、全国各地に点在する芸統の存続と高揚をはかり、もって能楽の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 十四世喜多六平太記念能楽堂の維持運営
  - 二 演能会、研究会等の開催および援助
  - 三 能楽伝承者の養成および助成
  - 四 能楽の普及
  - 五 十四世喜多六平太の有形・無形の遺品および関連資料の保存と収集
  - 六 能楽に関する調査研究および資料収集とその提供
  - 七 能楽に関する出版物の刊行
  - 八 その他前各号の事業に付随する事業
- 2 前項に掲げる事業を行う区域は日本全国および海外とする。

## 第3章 資産および会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 事業に伴う収入
- 四 会費収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、第5条の事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、またその他の財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の議決権の3分の2以上の議決及び評議員会において評議員現在数の議決権の3分の2以上の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会および評議員会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度開始前に内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長

は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、理事長が、事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）およびこれらの付属明細書並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

2 前項の書類については、毎事業年度終了後3カ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の評議員会終了後直ちに貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の議決権の3分の2以上の議決および評議員会において評議員現在数の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 第9条ただし書きおよび前項の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときも前項と同様とする。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計原則)

第15条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第4章 役員・評議員および職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員をおく。

一 理事9名以上15名以内

二 監事2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 前項の代表理事以外の理事を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条が準用する第91条第1項第二号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事および監事は、評議員会で選任し、理事長および常務理事並びに業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

3 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む）および職員が含まれてはならない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

5 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を執行し、この法人を代表する。

2 理事長が欠けたときは、理事会の決議によって、理事の中から新たに理事長を選任する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行し、日常の業務に従事するとともに、この法人を代表する。

4 業務執行理事は、理事長及び常務理事を補佐し、理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行し、日常の業務を分掌する。

5 理事は、理事会を組織し、理事会はこの法人の業務の執行を決定する。

6 業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の業務)

第19条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

一 法人の業務および財産の状況を監査すること

二 理事の業務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること

三 理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること

四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること

五 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ま

た、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

六 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること

七 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

#### (役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第21条 役員が、次の各号の一に該当するときは、評議員現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第22条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。これに関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

#### (理事の競業および利益相反取引の制限)

第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

三 この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(評議員)

第24条 この法人には、評議員20名以上37名以内を置く。

2 評議員の選任および解任は、評議員会の決議により行う。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の三分之一を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 4 評議員は、役員又は職員を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第26条 評議員の報酬は、無報酬とする。

但し評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。これに関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(事務局)

第27条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。但し、重要な職員の場合には理事会の決議により理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 第5章 名誉会長、顧問および維持会員

(名誉会長)

第28条 この法人には名誉会長を1名おくことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推戴する。
- 3 名誉会長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(顧問)

第29条 この法人には、顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(維持会員)

第30条 この法人の目的に賛同し、事業を援助する個人および団体を維持会員とする。

2 維持会員に関する規定は、評議員会の決議を経て別に定める。

## 第6章 会議

(理事会の招集等)

第31条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または次の各号の一に該当する場合には、理事長はその請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

一 理事長以外の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事長に理事会の招集を請求されたとき

二 第19条第五号の規定により、監事から理事長に理事会の招集を請求されたとき

3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事および監事に対しその旨を通知しなければならない。

(理事会の定足数等)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。

2 理事会の議長は、出席理事の互選による。

3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、議事について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

5 理事又は監事が、理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第18条の第6項の報告については適用しない。

(理事会の権限等)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。



- 一 評議員会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - 二 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - 三 理事の職務の執行の監督
  - 四 理事長および常務理事並びに業務執行理事の選定および解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分および譲受け
  - 二 多額の借財
  - 三 重要な使用人の選任および解任
  - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
  - 五 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事録は、議長が作成し、出席した代表理事（代表理事全員に事故あるときは出席理事全員）および出席した監事が署名押印の上、これを保存する。

(評議員会)

第35条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- 一 理事および監事の選任および解任並びに報酬の決定
- 二 定款の変更
- 三 事業計画および収支予算についての事項
- 四 事業報告および決算についての事項
- 五 基本財産についての事項
- 六 長期借入金並びに重要な財産の処分および譲り受け
- 七 残余財産の処分
- 八 合併、事業の全部又は一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止
- 九 理事会において評議員会に付議した事項
- 十 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項およびこの定款に定める事項

(評議員会の招集等)

第36条 評議員会は、毎年2回理事会の決議にもとづき理事長が招集する。

2 理事長が必要と認めた場合または評議員が理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求した場合には、理事長は理事会の決議

にもとづいて臨時評議員会を招集しなければならない。

3 評議員会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各評議員に対しその旨を通知しなければならない。

(評議員会の定足数等)

第37条 評議員会は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の者が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

3 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、議事について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数をもって決する。

4 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

5 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第38条 評議員会の議事録は、議長が作成し、議長、出席者の代表2名以上および監事が署名押印の上、これを保存する。

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

2 前項の規定は第4条、第5条及び第24条についても適用する。

(合併等)

第40条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第41条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第1項(第2号を除く)及び第2項に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第42条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議を経てこれに相当する額の財産を1ヶ月以内に、この法人の目的に類似する目的を有する他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、国、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人のうち、評議員会の評議員現在数の議決権の4分の3以上の議決により選定したものに帰属させるものとする。

## 第7章 補則

（書類及び帳簿の備付等）

第44条 この法人の主たる事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらにかわる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- 一 定款
  - 二 許可、認可等および登記に関する書類
  - 三 役員、評議員およびその他の職員の名簿および履歴書
  - 四 財産目録
  - 五 事業計画書および収支予算書等
  - 六 事業報告書、貸借対照表、損益計算書および付属明細書並びに監査報告書
  - 七 理事会および評議員会の議事に関する書類
  - 八 処務日誌
  - 九 官公署往復書類
  - 十 その他法令で定める書類および帳簿
- 2 前項の書類等の保存期間は以下のとおりとする。
- 一 第一号および第二号 永久保存
  - 二 第三号および第四号 5年間
  - 三 第五号 その事業年度の末日まで
  - 四 第六号および第七号 10年間
  - 五 第八号および第九号 1年間
  - 六 第十号 法令の定めによる
- 3 第1項各号の書類等の閲覧については、法令の定めに従い、閲覧等の情報公開を行う

ものとする。

(細則)

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行およびこの法人の運営についての細則は、理事会の決議により別に定める。

(公告方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告の方法による。

(附則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第14条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は平田胤明とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

粟谷明生 粟谷辰三 粟谷浩之 粟谷充雄 粟谷幸雄 出雲康雅 井上真也 内田成信  
大島輝久 大村定 笠井陸 金子匡一 金子敬一郎 狩野了一 佐々木多門 佐藤章雄  
高林申二 谷大作 友枝雄人 中村邦生 長島茂 伊藤節子 岩田暁子 梅野浩吉 鹿毛  
逸子 鈴木敏彦 園田天光光 田村晶彦 千葉八一 遠山美恵子 中島登志雄 平田富喜  
男 宮地啓二 村上豊 山崎慶一 山下保昌

平成23年 4月 1日施行

平成23年 5月 23日一部改正

平成24年 11月 26日一部改正

平成26年 10月 27日一部改正